

尾張旭市非常勤職員（学校運営補助員） 勤務条件

| | |
|--------------------------------|---|
| 任用予定人数 | 1～3名 |
| 任用期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行う可能性があります。ただし、その職が廃職になった場合はこの限りではありません。 |
| 応募資格 | 必要なし |
| 就業の場所 | 市内小中学校 |
| 従事すべき業務の内容 | 肢体不自由児童生徒の介助及び学校運営補助等 |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 始業・終業の時刻等 8時30分から15時30分まで 1日の勤務時間…6時間、1週間の勤務時間…30時間 2 休憩時間 60分 3 所定労働時間外の有無 無し（宿泊を要する行事及び災害等特殊な場合除く） |
| 勤務日 | 週5日勤務 |
| 休日 | <ul style="list-style-type: none"> ・定例日 尾張旭市立小中学校管理規則第3条第1項に規定する学校の休業日 （学校行事が土日祝日にある場合は、その日も勤務日とすることがある。） ・非定例日 ―― |
| 年次有給休暇 | 10日（週の勤務日数によっては変動する場合有り。） 時間単位年休…有り |
| 報酬 | <ol style="list-style-type: none"> 1 基本報酬 時給（996円） 参考…大卒の方の場合 996円 2 諸手当の額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通勤費用弁償 距離や通勤方法に応じて支給されます。 (2) 期末手当 支給条件（基準日時点で在職しており、週20時間以上勤務で、かつ、6か月以上任用）に応じて支給されます。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入 ・災害補償 公務上の災害（負傷または疾病）または通勤による災害を受けた場合は、尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づいて補償を受けることができます。 |